



埼玉県生活環境保全条例の一部を改正 埼玉県環境部

この度、測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正した事を受け、埼玉県では大気汚染及び水質汚濁の防止に関し、法律と同様の趣旨の規定を有する埼玉県生活環境保全条例の一部を改正しました。

改正内容は以下の通りです。

- ①ばい煙又は排出水の測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかったものに対する罰則の創設により、現行無しから、30万円以下の罰金へ改正。
- ②施設の設置にあたり、必要な届出等をしなかったものに対する罰則の創設により、現行20万円以下の罰金から、30万円以下の罰金へ改正。
- ③ばい煙に係る改善等の命令が発動できる要件について、人の健康や生活環境に係る被害発生という限定を外し、規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときには、命令ができるように見直し。
- ④大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県生活環境保全条例で引用する水質汚濁防止法の規定に条項番号の変更が生じることに伴う規定の整理。
- ⑤埼玉県公文例規定の一部改正に伴う文言の整理。

上記について、施行期日は①については平成24年4月1日、②、③、⑤は平成23年7月1日、④については平成23年4月1日となります。

当社では水質汚濁防止法に係る排水測定や、その他の測定についても、長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2011年3月31日付 埼玉県ホームページ

化学分析箇所 清水圭介

水質総量規制基準に係る業種の 区分等（告示）の一部改正について

環境省は、これまで実施してきた第6次水質総量削減に続く第7次水質総量削減に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（告示）の一部改正を行いました。

今回、第6次水質総量削減に係る告示から改正されたのは、①東京湾・伊勢湾・大阪湾における「業種等の区分」及びC値の範囲②大阪湾を除く瀬戸内海における「業種の区分」についてです。

また、①の水域では、窒素及びりんについて、窒素含有量及びりん含有量の暫定排水基準の見直しを踏まえ、畜産農業に「総面積が50㎡以上の豚房施設を有するもの」という備考が設けられました。

今後、同告示をもとに、関係都道府県知事が第7次水質総量削減における総量規制基準を設定する予定です。

当社では、水質総量規制項目であるCOD、窒素、リンを始め、BOD等生活環境項目の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年3月31日付 環境省 報道発表資料

2011年3月31日付 官報

化学分析箇所 清水いより

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 廃石綿等が混入した災害廃棄物について 環境省](#)
- [2. H.21年度土壌汚染対策法施行状況等に関する調査結果について](#)
- [3. 水道における指標菌の検査について 厚生労働省](#)



貯水槽水道の衛生管理ミニセミナーを、5月20日(金)午後にご予定しております。

同時に分析をより身近に感じていただければと考え、当社分析施設の見学会も実施します。ご興味のある方や詳細をお知りになりたい方は、環境分析部 関口、山田（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線160、276）までお気軽にお問い合わせください。

お問合せはこちら

